三　前号ロの確認により同号ロの措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずるべき改善措置の方法を記載した文書が作成されていること。

四　製品の総合衛生管理製造過程に係る衛生管理の方法につき、施設設備の衛生管理、従事者の衛生教育その他必要な事項に関する方法を記載した文書が作成されていること。

五　製品の総合衛生管理製造過程につき、製品等の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書が作成されていること。

六　次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書が作成されていること。

イ　第二号ロの確認に関する事項

ロ　第三号の改善措置に関する事項

ハ　第四号の衛生管理の方法に関する事項

ニ　前号の検証に関する事項

七　製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる業務（次号に規定する業務を除く。）を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

イ　第二号ロの措置及び確認が適切になされていることを点検し、その記録を作成すること。

ロ　第二号ロの確認に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。

ハ　その他必要な業務

八　第五号の検証につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

イ　製品等の試験を行うこと。

ロ　イの試験に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。

ハ　その他必要な業務

第十四条　法第十三条第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一　申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　製品の種類

三　製造所又は加工所の名称及び所在地

四　製品の総合衛生管理製造過程の大要

②　前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

一　前条第一号から第六号までに規定する文書

二　前条第二号ロの措置の効果に関する資料

三　前条第六号に規定する文書に基づき同号ニに掲げる事項について作成し、及び保存した記録に関する資料

③　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。